不利益処分の処分基準

処分の内容		個人施行者のした処分の取消し、変更、停止、工事の中止、変更その他の措置命令
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第９９条第１項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定（前例事務処理がないため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）